

## 別紙4 (Ether-VPN の規定)

### 第1条 (利用契約)

当社は、利用規約第7条(利用契約の締結)により契約者が申し込みした利用契約がMaster'sONE Ether-VPN 契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙3に規定する各サービスメニューの種類を提供します。

### 第2条 (提供条件)

1. Master'sONE Ether-VPN の契約申込を行うにあたり、契約者は当社が契約者のネットワーク内に当社の選定した回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置を設置することを了承するものとします。
2. 契約者のネットワーク内に設置した当社の回線終端装置及びネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
3. 映像配信またはファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信は利用できません。
4. 当社が設定した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合により回線終端装置及びネットワーク接続装置ネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。
5. 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
6. PPP 認証に必要となるユーザIDおよびネットワークパスワードは当社が定め、ネットワーク接続装置の設定を行うものとし、契約者にはこれを通知しないものとします。
7. ブロードバンド・イーサ接続サービスのうち、バックアッププランについてはブロードバンド・イーサ接続サービスへ常時通信が発生しない場合にのみ適用します。
8. 当社は契約者が利用しているブロードバンド・イーサ接続サービスのバックアッププランが適正に利用されているかどうかを監査することができるものとします。
9. 前項において、当社がバックアッププランを利用するに適切でないと判断した場合は、契約者はバックアッププランからベーシックプランへの移行を行うものとします。
10. 当社は、契約者が当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。
11. ブロードバンド・イーサ接続サービス及びブロードバンド・イーサ Light 接続サービスにおいて、当社は帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
12. ブロードバンド・イーサ接続サービス及びブロードバンド・イーサ Light 接続サービスにおいて当社は契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に 支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

### 第3条 (端末設備の提供)

1. 当社は、契約者から請求があったときは、ネットワーク内ないしは契約者の設置場所に別表1 (Master'sONE 料金表-Ether-VPN-) 第1表第6に定めるところによる機器を提供いたします。
2. 当該機器の設置場所については、当社が定めることとします。

#### 第4条（責任分界点）

##### （1） 加入者回線を当社名義で設置した場合

契約者がネットワーク接続装置を用意する場合、契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点の直前までとなります。

##### （2） 加入者回線を契約者名義で設置した場合

- （i） メガデータネット接続サービス契約では、東日本電信電話会社および西日本電信電話会社のメガデータネット接続サービスと当社のネットワーク接続装置との接続は当社が設置する相互接続装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は当社の相互接続装置までとします。
- （ii） イーサ接続サービス契約では、契約者が設置するイーサアクセス回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置するイーサアクセス回線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される専用線の回線終端装置の直前までとします。
- （iii） ブロードバンド・イーサ接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化されたIP通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置のLAN側接続点までとします。
- （iv） ブロードバンド・イーサ Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約するIP通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置のLAN側接続点までとします。

#### 第5条（技術的事項）

1. 契約者は、当社から通知された情報を契約者の設置するネットワーク接続装置に設定するものとします。
2. ブロードバンド・イーサ接続サービス及びブロードバンド・イーサ Light 接続サービスについては、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。
3. その他技術事項は「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。